

船橋市中野木の両墓制について

—墓碑に刻まれた没年からその成り立ちを考える—

林 英一

一、はじめに

千葉県船橋市中野木には、マイソウバとウチラントウと呼ばれる二つの墓地があり、どちらにも江戸時代の墓石が残されている。現在ではウチラントウの墓石には、お盆の八月十四日朝に、自宅で採れた野菜を供えるだけで、普段は特にお参りすることはないという。ウチラントウには遺体を埋葬することはなく、墓石だけが建てられた。埋める場所と詣る場所が異なる両墓制であった。

両墓制において、埋葬地を「埋墓」、墓石を建てる場を「詣墓」と呼ぶが、これらは学術用語である。地域によって呼称は様々であり、「埋墓」はステバカ・ステザンマイ・サンマイ・ヤマハカ・ソトバカなどと呼ばれ、「詣墓」はマツリバカ・オガミバカ・マイリバカなどと呼ばれる。中野木では、「詣墓」をウチラントウ、「埋墓」をマイソウバと呼ぶ。最上孝敬が全国の両墓制分布図を作成しているが¹、両墓制をとる地域は近畿地方や関東地方に分布が密にみられ、そこから離れるに従って疎になっている。香川県では多度津町の佐柳島・高見島と、本土側にもその跡地が残り、また三豊市²・観音寺市³でも確認されている。現在は西讃地方やその島嶼部に濃密に分布しているように見えるが、かつては中讃地方の島嶼部にもみられたという⁴。佐柳島や高見島では「埋墓」は保存され、「詣墓」に「先祖代々之墓」が建立され現在の用にいられている。そのため「詣墓」のかつての形はわ

からなくなっている。両墓制は土葬が前提であり、火葬が主流となつて、「先祖代々之墓」が建立されるようになる。両墓制は崩れ、旧来の墓制の詳細はわからなくなつてしまふ。

中野木では、かつての集落は二十九軒あり、マイソウバはこの二十九軒が使っていたが、ウチラントウを使っていたのはこの中の十四軒であり、これらの家は「古い家」と言われている。

筆者は二〇二四年二月に、ウチラントウに残る墓石の紀年銘調査を行ったが、風化が激しく、年代が読み取れない墓石が多く見られた。しかし、すでに船橋民俗調査団により「墓石調査」が行われており、その結果が一覧として一九七八年刊行の『中野木 民俗調査報告書』（以下『民俗調査報告書』）に掲載されていた。⁵『民俗調査報告書』においても、多くの墓石について「台座欠失」「下半部埋没」「表面の剥落著しい」などと備考に記述があり、調査時にすでに、傷みが激しかったことがわかる。全部で一三三基が確認され、この内、年代がわからなくなっているものが三基ある。筆者の調査は、その約四十五年後のものであり、細かい期日が読み取れなくなつていた墓石は二十基あった。そこで本論では、『民俗調査報告書』の結果（墓石の紀年銘）をもとに、筆者調査を交えて、中野木の両墓制について検討する。なお『民俗調査報告書』の中で河野真知郎が分析を行っているが、マイソウバとウチラントウの両方の墓石を合わせた分析となつており、両墓制を踏まえたものとはなっていない。⁶本論では、ウチラントウ、マイソウバを分けて検討する。

二、マイソウバとウチラントウの「場」としての空間的問題

最上は「両墓をもうける理由が、一方に遺骸の汚らわしさを忌みおそれる風がありながら、他方に遺族近親者が早く清まつて世間一般との交わりを回復しつつ、死者のやはり清まつた霊をとぶらしまつろうとする念慮から

生じた」とする⁷。福田アジオも近江各地の両墓制を調査し、「明らかに埋葬を村落領域の最も外側のヤマの部分にすることで、死穢を自分たちの世界から速やかに遠ざけようとするもの」と述べる⁸。一人の死者をめぐる実際に遺体を埋葬する「場」を「ソト」に作り、死者を祀るための石塔を建てる場（「詣墓」）を「ウチ」に作った結果、両墓制となるといえる⁹。死穢忌避観念を背景にして成立した墓制である。香川県観音寺市大畑では「埋葬墓地将サンマイと呼び、石塔墓地将トリバカといひ、「トリバカにコツ（骨）を入れてはならぬ」という口伝」があるために、新しい墓石はサンマイに建てられるようになったという¹⁰。この意識は、かつては遺体を「トリバカ」に入れてはならぬという禁忌があったことを示すものである。火葬化がなされることで、「コツ」と言われるようになったと考えられる。中野木においてもウチラントウには埋葬しないとされており、「詣墓」が死穢忌避観念を背景として成立しているということが出来る。

福田は、「両墓制という用語を、埋葬墓地と石塔建立墓地が明確に別区画になっているものに限定して使用する。埋葬のみに供する一定の土地があり、また石塔のみを建立する区画が別にある墓制である。」と述べ、墓制における両墓制を空間的条件によって定義する¹¹。マイソウバは部落¹²の西側の境界の外にある。ただし、現在では、マイソウバが部落の「ソト」にあるとの認識はないとのことであった。中野木には辻切の行事がある。二月初午に二体の大蛇を作り、魔除けとして東西の村境に掛けるというものである。西側に大蛇が掛けられる木の外側にマイソウバがある。東側では蛇を掛ける場所は時代によって変化しているようであるが、西側については変わらないという。マイソウバは部落の「ソト」側に位置するといえる。一方のウチラントウは、氏神である八坂神社の境内の裏手の現在公園になっている所の隅の林の中であり、部落の「ウチ」側にあるといえる。

ウチラントウにある墓石の年号は江戸時代のものでのみである。そのため中野木の両墓制は江戸時代に行われていた墓地ということが出来る。ただし、マイソウバにも江戸時代の年号のある石塔が確認され、ウチラントウ

と同時代的に墓石が建立されていた。『民俗調査報告書』によると、マイソウバは近代に拡幅され、配置換えがなされたようだ¹³と述べる。そのためマイソウバにおける墓石は江戸時代の状態と現状（『民俗調査報告書』が作成された一九七八年当時）とは異なる可能性があることは留意する必要があるだろうが、一般に、両墓制において、埋墓には墓石を建てることはない。詣墓と同時代的な墓石が確認できることは何を意味するであろうか。

三、墓石の紀年銘からみる近世集落の成立

市川秀之は大阪狭山市の市史石造物編作成のために市内の、一九七〇年代以降に新設された市営墓地、民間業者が開発した墓地を除いて確認された総数約一万五千基の墓標の悉皆調査を行った。¹⁴ その結果、総体として「一七世紀の後半から墓標の建立数が増加」するという。¹⁵ 市川のいう「墓標」は「墓石」であろうが、大阪狭山市では「両墓制、あるいは一つの村落の内部でも家によって異なった墓を利用する例など、村落ごとの墓制は複雑」であるが、「墓標の年代」は「各村落の歴史をほぼ反映する」と指摘する。¹⁷ 墓石の建立は、故人祭祀の「継続」性を意図するものと考えらるならば、永続的な居住を意図するだけでなく、何軒かの共通認識として、その「場」が用いられていることから、そこに村（集落）の成立をもとめることができるということである。ウチラントウの墓石に刻まれた最も古い年号は寛文二（一六六二）年であり、ウチラントウが使われるようになった時期は江戸時代前期ということになる。すると中野木集落の形成は寛文二年頃であり、大阪狭山市で「墓標」の建立数が増加した時期ということになり、大阪狭山市よりも少し遅れて成立したということができよう。ただし、墓石を造るだけの経済性も持ち合わせる必要があることは言うまでもなく、仮に経済的背景があるとすれば、集落の成立はそれ以前ということになる。

ところで墓石に刻まれた年号は没年であり、造立年ではないことには注意が必要である。竹田聰洲は京都府南桑田郡千代川村字千原（現、亀岡市）、檉田村田能（現、大阪府高槻市）について報告している。「埋葬」は千原では「ミバカ」、田能では「ハカ」と呼び、「詣墓」は両地とも「ラントウ」と呼ぶ。千原では死体は「ミバカ以外に葬ることを許され」ず、「葬式の日ミバカの土を一掬い持って来て先祖代々の墓、そのない所は死人の親とか配偶とか最も近い関係の者の墓石の前に置く。法事の時、そのホトケの墓が未建立の際は、そのミバカの土を置いた墓を以て代え」る。¹⁸ 田能では「ハカ」には埋葬と同時に、戒名を書いた五寸角の木の墓標を立てるが、「ラントウ」には「何回忌までに石碑を建てるなどは決まっていない」という。¹⁹ 大間知篤三は、東京府檜原村人里や兵庫県神崎郡福崎町田原では一周忌、長野県諏訪郡永明村塚原（現、茅野市）では三年忌や七年忌に墓石を建てると報告する。²⁰ これらの報告から、「詣墓」にはすぐに墓石を建てないことがわかる。田能では「中陰中の忌中、ハカの方に詣ることは厳守されている」といい、²¹ 徳島県加茂谷村では「一七日をもって終わる」という。²² このように、両墓制においても、「埋葬」には埋葬後、しばらくは参っており、「詣墓」への墓石の必要性はその後に生じるために、墓石の建立は、実際の埋葬よりも数年後ということになるようである。中野木のウチラントウの成立は没年初出の寛文二年より遅れて形成されたことが考えられる。つまりその年代が中野木における両墓制の成立時期ということになるが、建立年が不明ゆえ、詳細まではわからない。

中野木の檀那寺は真言宗豊山派の東福寺と光明寺であるという。『千葉縣千葉郡誌』によると、東福寺は「二宮村字飯山満にあり」、光明寺は「二宮村飯山満に在す」と記されている。²³ 「二宮村（字）飯山満」は、元は上飯山満村と下飯山満村に分かれており、両村は「千葉莊小金郷に隸す」村であったが、「孰れも資力不十分にして、獨立自治の目的を達するを得ざるに付」、明治十一（一八七八）年に近隣の村々と合併し、二宮村となったと記されている。²⁴ 明治四十二（一九〇九）年七月八日、「農省務大臣男爵大浦兼武・内務大臣法学博士男爵平田東助」

よつて出された「農商務省訓令第二十五號」に、「千葉縣」「其縣下習志野原御獵場及江戸川御獵場ノ區域中左記ノ箇所ヲ明治四十二年六月三十日限り削除相成タル旨宮内大臣ヨリ照會アリタルニ付此旨心得ヘシ」というものがある。これには「習志野原御獵場」が記され、「千葉郡二宮村上飯山滿」の中に「仲ノ木」がみえる²⁵。中野木は上飯山滿村内の集落であつた。また、中野木の鎮守は八坂神社に關しても、『千葉縣千葉郡誌』に「八坂神社 素戔鳴命 不詳（勸請年月日）二宮村上飯山滿中野木」（一）内筆者とある²⁶。八坂神社が『千葉縣千葉郡誌』が記述された大正時代に存在したことは間違いないが、「八坂神社」の成立は言うまでもなく明治の神仏分離令に基づくものであり、近世の様子については不明である。

先に述べたように、墓石の紀年銘から考えられることは三つある。一つは集落の形成年代、一つは墓石を造立するだけの經濟力をもつようになった時代、一つはそのような文化が伝播した時代である。後者二つは、もともとと單墓制であつたものが、經濟力を得て、墓石を作るにあたりウチラントウを別の場所に作つた、またはそのような文化が伝播してきたことで、兩墓制に移行したことになる。單墓制において、墓石を建てない地域は散見する。例えば香川県三豊市豊中町比地大駅近くには、平成の頃まで使われていた土葬墓地が残されているが、土饅頭だけであつたり、自然石が置かれていただけであつたりする。墓石は建てられていない。墓石がない單墓制であつたところに、墓石を建てる文化が伝播し、さらに墓石を建てるだけの經濟力も得たことによる墓制となつたことは否定できないだろう。ただしこの場合、兩墓制となる必然性はない。

原田敏明は「詣墓はこの村境の外にある埋墓とは別に、むしろそれとは關係なしに死者尊重の考えから、仏教信仰に基づいて礼拝供養するために建てられたものをいうのである。従つて菩提寺の境内にあるのはむしろ自然のことで、仮りに寺院の境外にあるものがあれば、それはかえつて特殊の事例である。そして寺院の境内にあるのが近畿地方を中心として一般の例であり、遠く関東地方になつてもその事例は少なくない。」と述べる²⁷。最上

も「両墓制の出現に大きく貢献するものとして、寺院の関与があげられる。寺院が死後の供養をつかさどる風がすすむとともに、墓地を寺院の近くに寄せ集めようとする動きの生ずるのは当然のことであるが、神聖を建前とする寺院が遺骸を埋める墓地の吸収までには進まないで、ただ祭祀供養の対象たる石塔を境内に建立しようとするのは考えられることである。」と述べる。²⁸

中野木では両墓制は集落内で完結している。原田や最上の論に従うならば、中野木に寺院がなければならぬことになる。しかし檀那寺は集落外にあり、集落の「ウチ」「ソト」の関係と寺院を絡めることは難しい。ただし、八坂神社が、江戸時代には牛頭天王社であったとするならば、仏教的要素は強く、原田や最上の論が当てはまらないでもない。

船橋市HPに「飯山満つてどんなどころ？」と題したページがある。その中の「薬師堂」の項に、「境内墓地は慶安、万治、延宝といった江戸時代の墓が多く、古くから行われた両墓制（参り墓と埋め墓と分ける）を見ることができると記されている。²⁹慶安年間は一六四八〜五二年、万治年間は一六五八〜六一年であり、寛文二年より十数年前の墓石があることになる。薬師堂は中野木檀那寺の一つである東福寺の近所に位置する。そこで両墓制がみられることは興味深い。『千葉縣千葉郡誌』の「寺院」の章に「薬師堂」はなく、由来は不明であるが、「東福寺」の項に、「本尊薬師如来を安置」と記されており、この「薬師堂」が東福寺と関係がある可能性がある。ウチラントウの墓石紀年は寛文二年が二基、三年が二基、七・八・十一年が一基ずつであり、寛文年間になって唐突に墓石が造立されるようになったように見える。経済力がついてきた、またはそのような文化が伝播してきたというよりも、両墓制をもったこれら地域の人たちが、中野木に移り住み、慣習として両墓制を持ち込んだと考える方が妥当ではないか。

それでも両墓制が成立する前提には石塔造立の経済力があることに違いはない。福田は「石塔建立の一般的成

立はずでに近年の多くの悉皆調査によつて明らかになつてゐるよう、近畿地方でも近世初頭であり、その他の地方では一七世紀の後半以降である。それは近世的な小農が確定し家意識をもつに至つた時点である。」と述べる。³¹ 中野木は、すでに「近世的な小農が確定」した人たちが移住することによつて作られた集落といふことができるのではないか。

四、ウチラントウ・マイソウバにある石塔の年代の分布

中野木のウチラントウにある墓石には、建立年は刻まれていない。そのため以下の墓石の年代は没年をもとにしたものであり、建立年代とはタイムラグがあることをあらためてことわつておく。中野木での詳細は不明であるが、先に紹介したように、建立時期は決まつていないとする地域もあるが、一周忌・三年忌・七年忌には建てられている。これらの事例を援用するならば、没年から十年以内には墓石が建立されたと考えてよいだろう。墓石に刻まれた最古の年号は寛文二（一六六二）年、最新の年号は天保四（一八三三）年である。するとウチラントウは寛文十二年頃から天保十四年頃まで使われていたことが考えられる。概ね、江戸時代前期から末期に両墓制が行われていたということになる。

表1はウチラントウの墓石に刻まれた没年を十年毎に区切つて個体数を示した度数分布表である。後述するよう、一つの墓石に複数が合刻された連名墓石があり、この場合、新しい没年によつてゐる。この度数分布表から、一七九〇～九九九年が突出して多く、また一六七〇～七九年、一六九〇～九九九年、一七三〇～三九年、一七四〇～四九年が比較的少なくなつてゐる。この度数の違いは死亡者数の違いもあるかもしれないが、連名墓石もあることから、単純に度数だけで論じることができないが、傾向として捉えることはできよう。建立年を考

えるならば、概ね十年後ろ倒しということになるが、没年から墓石建立までの期間は一定ではないことを考えるならば、この度数分布を単純にスライドして考えることはできない。一六七〇～一八二九年までの個数は一二一。それを十年毎に十六で分けると、七・五六／十年ということになる。なお度数分布上では一八三〇～三九年度の度数が二になっているが、実質は三〇～三三年であるので、十年換算するならば、二×二・五＝五ということになり、比較的度数の少ない年と変わらない。天保四（一八三三）年の銘を持つ墓石を最後に突如に墓石をウチラントウに造立しなくなったということである。それまでは、時代による多少が認められるが、ほぼ平均的に造立されていたといえる。

大間知は「両墓制は明治以降、急速な崩壊過程を辿っているようである。その最大の原因は死忌畏怖観念の衰退と遺骨尊重観念の普及とであろう。祖霊の崇拝には有形なる遺骸の埋葬地を無視して事欠かぬとした一部の古き伝承も、まさにこの島々からまったく消滅し去ろうとしているのである。家々は遺骸葬送の地を永く記憶せんとするにいたり、一方また文字の普及、刻字墓碑の普及によって、葬地を永久に明示

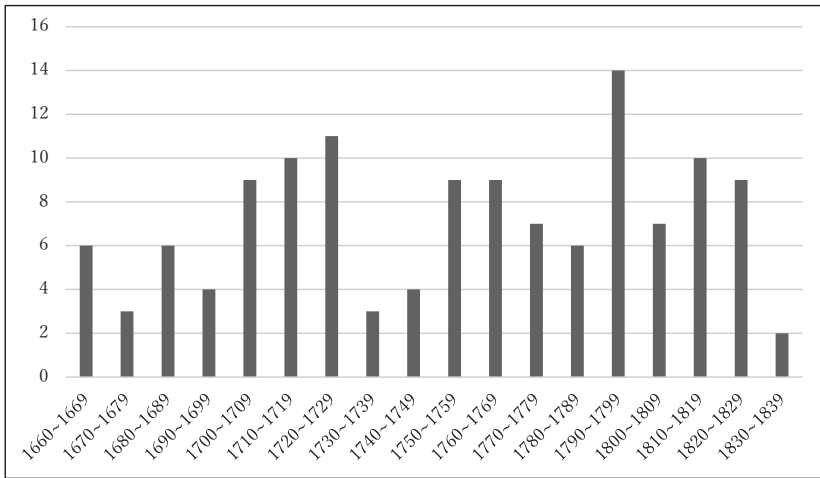


表1 ウチラントウ：没年による度数分布表

せんとするにいたつたのである。かくして両墓制の地方においても、その第一次墓地に新たに石碑を建てるものが急速に増加した。」と述べる。³² 昭和三十年代まで両墓制であった地域も散見する。大間知に従うならば、昭和三十年代に「死忌畏怖観念の衰退と遺骨尊重観念の普及」により、両墓制が崩壊したということになる。しかし、日野西真定は兵庫県竹野町（現、豊岡市）の両墓制において、「田久日は、昭和三十年港湾改修の時までは行なっていた。隣の宇日も、第二次墓をラントウバと称し、ここも昭和三十五年道路新設工事までは現状が保たれていた。」と報告する。³³ 稲田道彦は香川県小豆郡豊島では一九八四年の写真では埋墓は確認できるが、その後「埋め墓の改修が行われた」ことよって両墓制がなくなったという。³⁴ 日野西や稲田の報告から、「道路新設」「港湾改修」、また「墓地改修」といった外的要因によつて両墓制が維持できずに崩壊した地域もあることがわかる。中野木ではマイソウバは拡幅され配置換えがなされているが、ウチラントウはそのまま残されている。すると、ウチラントウに墓石を建立しなくなったのは、大間知が指摘するような観念変化があつたということだろうか。

また大間知は第一次墓地（埋墓）に墓地が収斂するといふが、「埋墓」「詣墓」のどちらが残るかは地域的事情による。中野木ではマイソウバに「先祖代々の墓」が建てられ、現在のな墓地として使われているが、香川県多度津町佐柳島では埋墓は保存されているが、「先祖代々の墓」は「詣墓」に建てられ、また同町奥白方では、「埋墓」は遺棄され、痕跡だけ残り、「詣墓」に「先祖代々の墓」が建てられている。先に紹介したように、観音寺大畑では「トリバカにコツ（骨）を入れてはならぬ」と言われていた。死穢忌避観念が残つた地では両墓制崩壊後の墓地は「埋墓」に収斂するといえよう。一方、もともと墓石があるのは「詣墓」であり、そこにお参りする。火葬化が進むと、旧来より墓石があり、お参りに行つていたこともあり、そこに死穢観念が衰退すると、「詣墓」へ墓地が収斂する。いずれにしても、「埋墓」「詣墓」のどちらに収斂するかは、地域的事情によるといえる。

表2はマイソウバに見られる墓石に刻まれた年代を基にして作成した十年毎の度数分布表である。ただし、

『民俗調査報告書』では、「江戸時代の没年号を記するもののみ記録し、明治以降のものは除いた」とあるために、表2において明治以降の年号だけのものは除いてあるが、明らかに明治以降に建立（連名墓石の中で、合刻された人物の没年が明治以降）であっても、先に亡くなった人の没年が江戸時代であるものについては含んでいる。

最も古い没年は貞享三（一六八六）年であり、ウチラントウにある墓石よりも二十年程後のものである。一般的に両墓制において、「埋墓」に墓石を建立することはない。観音寺市大畑では「サンマイに石塔はなく、石のつみあげられた土饅頭と草木ばかり広がっていた。」³⁶という。大畑では「埋墓」は「サンマイ」と呼ばれている。柳田國男も埋葬地は「何人も之を省みようとしなかつたやうである。」と述べる。³⁷このように、「埋墓」では、故人の具体的な埋葬地は忘れられる。稲田道彦は香川県詫間町（現、三豊市詫間町）の両墓制について報告している。詫間町内では、「埋墓」には地域により様々な形の墓上構築物がみられ、「埋墓は限られた面積の墓地を村落共同体の構成員が、繰り返し共同で使用するために、本来墓上構築物は時間の経過と共に風化し、消え去ることが

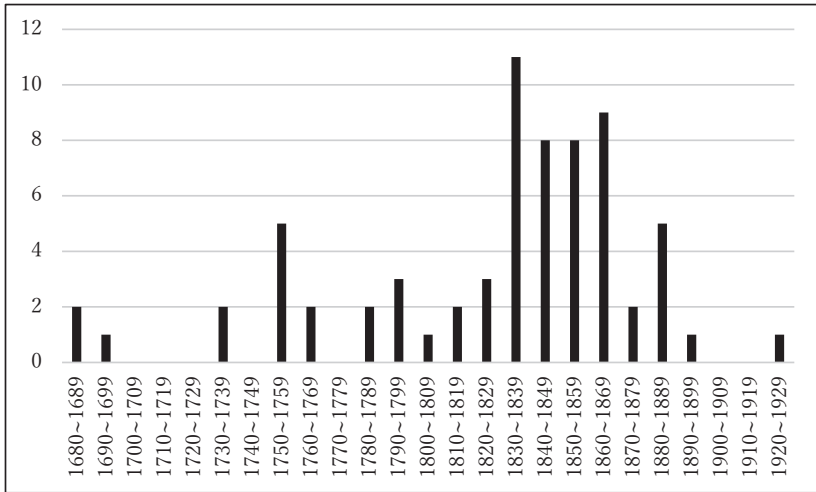


表2 マイソウバ：没年による度数分布表

期待されていた。地上部がもとの平らな状態に返ると、また改めて墓地として使用された」と述べる。³⁹「埋葬」に墓上装置を置いたとしても、風化することを前提としている。

しかし中野木ではマイソウバにウチラントウを使用していたほぼ同時期の年代の墓石が確認できる。ただし個数は二十五基しかなく、百三十三基確認できるウチラントウに比べて極端に少ない。このことは何を意味するのだろうか。この少なさは、ウチラントウに墓石を建てながらも、マイソウバにも墓石を建てる家がある程度あったことを示すといえなくもない。その場合、両方に墓石を建立したことになるので、同じ戒名・没年月日を持つ墓石があるはずである。墓石には戒名が彫られているが『民俗調査報告書』には戒名は記されていないので、同じ没年をもつ墓石の月日と性別を対照させてみた。

ウチラントウ

マイソウバ

貞享三丙刀年七月三日(男)

貞享三□天十二月廿三日(男)

元禄九丙子天二月十日(女)

元禄九子三月十七日(男)

享保十六辛亥八月廿八日(男)

享保十六辛亥十二月十三日(女)

この三例だけでも、ウチラントウとマイソウバにある墓石の対象者が異なることがわかる。このことから、両方に墓石を建てた家があるという仮説は否定され、ウチラントウに墓石を建てる家とマイソウバに墓石を建てる家が別々であったということが出来る。ウチラントウを使わない家があり、マイソウバに埋葬して墓石を建てたということであろう。このことは、中野木において、両墓制をとる家と、単墓制の家があったことを示す。

単墓制では墓石は埋葬からどれくらいの間をあけて建立されるのであろうか。和歌山県本宮町(現、田辺市)では「石塔を建てるのはムカワリ(一年)か、三年、七年等である」といい、また神奈川県大磯町では「新たに石塔を建てなければいけない場合、石塔は遅くとも十三回忌までに建てるものだといわれていた。」⁴¹

長岡京市では「遺体を埋葬したうえに、メグシとよばれる竹をさし、まわりをイガキで囲った。石塔を立てる時期は、家によって異なるが、だいたい七回忌か十三回忌の頃に立てるという例が多かったという。」と報告する。¹² 墓石を建てるまでの時期は、「詣墓」とあまり変わりはないといえる。

マイソウバでの近世における埋葬から墓石建立までの期間についての詳細は不明である。『民俗調査報告書』のマイソウバの墓石の中に一つだけ建立年が刻まれているものがある。表に記されているママ記すと「(明治以降男一)、(女) 慶応四年六月七日」、備考欄に「男の没年は明治九年、塔建立が大正十二年」とある。明治九年は一八七六年、慶応四年は一八六八年、大正十二年は一九二三年である。墓石建立に五十年以上を有していることがわかる。この期間が中野木では普通であったのだろうか。他に具体的なことがわかる史料がないので、ウチラントウに墓石を建てるのとはほぼ同期間か、遅い場合には数十年後と幅が広いことしかわからない。すると表2は、ウチラントウの墓石以上に誤差が大きいといえる。それでも江戸時代には建立されていたと考えられ、その意味では同時代的にそれぞれに墓石が建てられていたということはできよう。つまり両墓制と単墓制が並行して行われていたということである。

表3は表1・2を合わせた度数分布表である。没年の度数分布比較ということになるが、表3からウチラントウとマイソウバにある墓石の数の推移の違いがよくわかる。全体的にはウチラントウの方がマイソウバよりも度数が多いが、一八三〇～三九年にはマイソウバの方がウチラントウより墓石の度数が逆転している。内訳をみると一八三〇年に一基、三三年に二基、三六年に二基、三八年に五基、三九年に一基である。建立年は不明であるが、少なくとも、没年で比較する限り、ウチラントウの最後が天保四(一八三三)年十一月十九日である。マイソウバの天保四年のものは「□月十八日」で月が不明であるが、これをウチラントウの没年よりも前であると仮定したとしても、一八三〇～三三年までは三基、三四～三九年が八基となるだけではなく、その後も建立され続

けている。ウチラントウ後の没年を持つ墓石の急増は、ウチラントウに墓石を建てていた家が、墓石の建立をやめたとは考えにくいので、ウチラントウを使わなくなった家もマイソウバに墓石を建てるようになったことによると考えられよう。現在では墓石がマイソウバに収斂していることも、このことを示している。つまり、両墓制の家も単墓制へ移行したということである。中野木では昭和四十年代まで土葬が行われていたという。今でも、穴掘り役は「六道」と呼ばれ、穴を掘ると先に埋めた人の骨が出てきたと回想されている。火葬化が墓制に変化をもたらしたわけではないといえる。大間知が指摘する「死忌畏怖観念の衰退」を背景とするものと考えられるだろう。

マイソウバの墓石の最古の没年は貞享元（一六八四）年であり、次いで貞享三年となっている。次の元禄九（一六九六）年の後は享保十六（一七三二）年まで飛ぶ。この年代の空白が気になるところではある。それに合わせるように、ウチラントウの度数が増えている。その理由については不明であるが、マイソウバに墓石を建てる

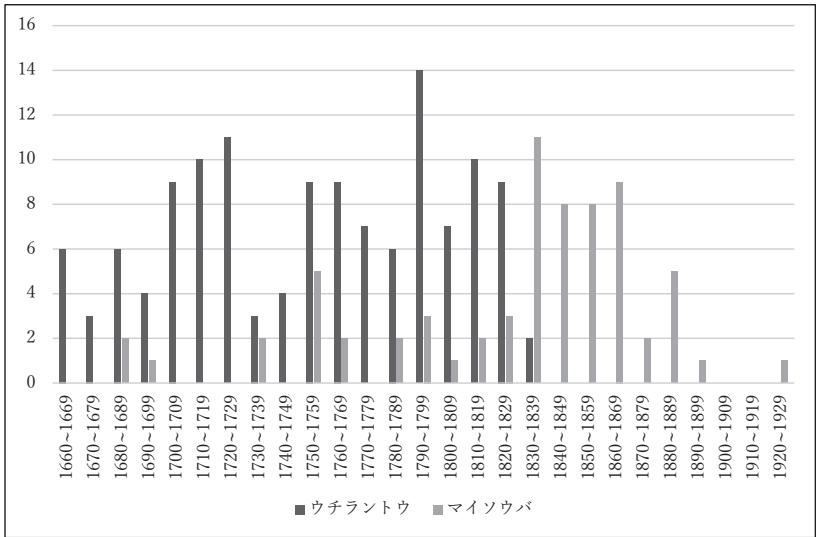


表3 ウチラントウ、マイソウバ：没年度数比較分布表

べき死者がいなかったか、または死者はいたが、墓石を建てることはなかったことが考えられる。それにしても二十五基という数は、ウチラントウと比べたら極端に少ない。なぜ単墓制の家の墓石が少ないのだろうか。

福田は一つの「村」の中に両墓制と単墓制が混在している事例をあげ、比重の大きさから「村」の性質を説明している。そこで「ムラとしての両墓制・イエとしての単墓制」という項目をたて、「ほとんどの家がムラで設けた共同の埋葬墓地に埋葬し、そことは別の所に石塔を建てるのであるが、一部の家のみはその方式とは異なる墓制を行っているものである。両墓制の家に対する単墓制の家の比率ももちろん一定しないが、両者が相半ばするというようなことはなく、単墓制の家が少数であるのが普通である。その場合、埋葬墓地についてはムラの規制下におかれるのが原則である。したがって、大部分の家が埋葬墓地には石塔を建立しないのに対して、特定の家のみが埋葬墓地に石塔を建てるという単墓制形式が多く採用されている。(中略)この特定の家がどのような位置づけをされ、どのような系譜を持つかは一定しないが、かつて何らか差別されていた家の場合が多いように見受けられる。」と述べる。⁴³中野木でも区別化され、それが墓石数の少なさに表れているといえるのだろうか。ではその背景は何であろうか。

五、墓石からみる集落形成の様相

中野木は両墓制を行っていた地域から移住してきた、福田のいう「近世的な小農」によって形成された集落であると考えた。しかしウチラントウを使える家は、二十九軒のうち十四軒であり、それは「古い家」であると言われている。そこに新旧が意識されており、これが福田のいう「何らかの差別」に繋がっている可能性が考えられる。つまりウチラントウを使う十四軒が先に移住して集落を形成し、両墓制を行っていたところに、後に十五

軒が移住してきたが、先住の家がウチラントウを独占的に使用し、後に移住してきた十五軒はウチラントウが使用せずに、マイソウバに墓石を建てる単墓制をとるようになったことである。ウチラントウを使う家は「古い家」という現在の言説は、差別化の現代的言い回しである可能性も否定はできない。すると、「何らかの差別」で十四軒が独占的にウチラントウを使用し、残り十五軒は使うことができなかつたということになる。この場合、「何らかの差別」は経済的階層性であつた可能性を指摘できる。しかし、ウチラントウにおける最古の没年が寛文二年、マイソウバの石塔における最古の没年が貞享三年であり、没年の差は二十四年もある。経済的階層の問題として捉えるには無理があるのではないか。同時期に移住したが、経済的階層性による墓地使用の問題であるとするならば、後に墓石を建てることのできるようになった、単墓制をとる家における墓石に刻まれた没年は、ウチラントウのものとあまり変わらないはずである。両墓地の最古の墓石に刻まれた没年の差は大きい。そのため、経済的背景を考えることに無理があるように思える。同じ時期に中野木に階層化されたグループが移住してきたとするならば、建立がずつと後になつたとしても、没年にはそこまで差が出ないのではないか。没年から推察するならば、先に移住してきた人たちがウチラントウを独占的に使用しており、後に移住してきた人たちがその「場」を使うことができず、マイソウバに墓石を建てるようになったと考えるのが自然であろう。移住の新旧が「何らかの差別」に繋がつたということである。まとめてとはいえないが、二十余年後に十五軒が移住してきたということではないだろうか。

なお、両墓制は穢れ観念を背景に成立したといえたにもかかわらず、単墓制の家が半数もある。穢れ観念が強く働いていたならば、別の「場」に自分たちのための「ウチラントウ」を作ること考えたであろう。そのような「場」を得なかつたことは、慣習として両墓制をもつていなかつた人たちが移住してきたのか、あるいは先住の人たちでも、あくまでも慣習としての両墓制であつたために穢れ観念がそれほど強くなかつたために、マイソ

ウバでの単墓制をとったと考えられるだろう。

六、連名墓石の実態

一つの墓石に複数の人が合刻された連名墓石がある。表1・2（それを合わせた表3）は単純に没年によって度数をもとめた表であり、連名墓石では、合刻された人物の中で最も新しい没年をとっている。建立年に近い年を知るためである。河野真知郎によると、墓石の形状は概ね時代と対応しているという。形状と時代対応は①板碑型（寛文・元禄様式）、②舟型（正徳・享保様式）、③丸頭型（宝暦・寛政様式）、④尖頭型（文化・文政様式）、⑤台頭型（天保以降様式）とし、例数の多い年代で型と時代とを対応させている。⁴⁴ 河野によれば、「③タイプからは、一塔に複数の被葬者名を刻むものが多くなる。ちなみに、当村の③タイプでは、B・C両墓地合わせて四十七例中二十例（四二・六％）であり、④タイプでは三十五例中二十例（五七・一％）、⑤タイプでは三十例中二十二例（七三・三％）の多きに達する。こうなると、一人の死者に対する供養ではなく、供養する側の都合によって、何人かをまとめて祀るようになったと云え」とし（『民俗調査報告書』において、B墓地はウチラントウを、C墓地はマイソウバを示す）、⁴⁵ さらに「③タイプあたりは複数供養といってもせいぜい家族どまりの「家内供養」方式と云えようが、④から⑤タイプになると、一家、一族を包摂する「一族祖先方式」の供養になると云え」「⑤タイプでは正面の戒名の上に「先祖」と刻んだり、家紋を梵字がわりに刻んだりするようになる。」と指摘する。⁴⁶ 宝暦・寛政年間（一八世紀後半）以降、連名墓石が多くなり、天保年間（一八三〇～一八四四年）以降、「先祖」の文字や「家紋」が刻まれる墓石が見られるようになるという。

市川秀之は「これまでの研究の中で墓標に記される人名は近世初期に一人から二人、つまり夫婦墓に移行し、

次第にその人名が増し、ついには先祖代々の墓が建立されるにいたったことが明らかにされてきている。このような墓標の推移からは、個人を悼み供養する墓標から、先祖を総体として祭祀し記念する墓標へという歴史的展開が想定できる。」と述べ、⁴⁷ 実際には大阪狭山市のこざまい墓地における調査結果により「一六四〇年代から二人の名を彫ったものが現れる。これは戒名からみて大半が夫婦墓であると思われる。二人名の墓は一七一〇年ころからその数が増加するが、この一七一〇年代には三人連記の墓標が初出し、一七五〇年代には四人の名を彫ったものが出現」し、「一七七〇年代には三三名の戒名を刻んだものが現れる。」ことから、⁴⁸ 「墓標に書かれる人名数増加の一つの帰結」が「先祖代々の墓」とする。⁴⁹ 市川の論の主題は「先祖代々の墓」と刻まれた墓石の出現についてであり、本論とは論点が異なるものであるが、中野木でも天保年間以降、「先祖」の文字や「家紋」を刻まれた墓石が出現することは、「先祖代々の墓」の出現に向かう途上にあるものと捉えることはできるだろう。ただし河野や市川は埋墓と詣墓を区別せずに論じたものとなっている。しかし、中野木ではウチラントウとマイソウバでは連名墓石の出現時期や、人数に異なりをみせている。ウチラントウとマイソウバとの違いを視野にいれて検討する必要があるのではないか。「先祖」という文字や「家紋」が刻まれた墓石はマイソウバのものであり、⁵⁰ 時期的には、ウチラントウが使われなくなってから出現する。

ウチラントウの連名墓石は、年代不明の三基を除く百二十九基のうち三十四基が確認できる。約二六・四％が連名墓石である。そのすべてにおいて、没年が先であった人の単独の墓石はない。つまり連名墓石において、合刻された人物のうち没年が先になる人については、墓石が建立されるまでは墓石が作られなかったということであり、その時点で連名墓石を作ろうと意図されていたことが考えられる。このように考えるならば、没年が先になる人の時期を知る事で、連名墓石建立に対する観念の生じた時期をみる事ができることになる。三十四基のうち合刻者の没年が明確なものは二十六基である。

合刻者の没年で最も古いものは「(女) 宝永五年二月七日、(男) 元禄十一年八月十一日」(宝永五年は一七〇八年、元禄十一年は一六九八年)とされているものである。合刻が意識されるようになったのは、元禄十一年ということになる。とはいえ単名墓石がなくなつたわけではない。墓石初出の寛文二年から元禄十一年までに、十八基の単名墓石が確認できる。次の連名墓石は「享保十二(一七二七)年・宝暦二(一七五二)年」[享保十六(一七三二)年・延享四(一七四七)年]であり、最初の連名墓石から三十年経つて、個人的に墓石が作られなかつた人が続く。その間にも単名墓石がみられ、単名墓石と連名墓石が混在している。また三十四基のうち三名連名のものが六基ある。初出は「明和二(一七六五)年・天明六(一七八六)年・文化九(一八二二)年」であり、一八世紀末以降に集中している。

マイソウバは「天保四年」の前後を区別する必要があるだろう。ウチラントウに墓石を建てていた家も、マイソウバに石塔を建てるようになったと考えられるためである。『民俗調査報告書』に記されたマイソウバで明治時代以降のみの年号が刻まれたものを除くと七十一基ある。そのうち天保四年までのものは二十六基。うち一基は「宝暦」だけ読めるが具体的没年月日が不明のものを含んでいる。その中で連名墓石は十二基が認められる。四六・二%である。ラントウバよりも割合が大きい。初出は没年が享保四(一七一九)年とされたものである。後述するが七人連名のものであり、ウチラントウにはこれ程の人数が刻まれた墓石はない。

表4はウチラントウとマイソウバにある連名墓石において、合刻された人のうち没年の早い人の度数分布を十年ごとにまとめて比較したものである。この表からウチラントウの方が先行するが、平均的には度数の散らばりは、ほぼ同じであるということが出来る。なおマイソウバにおいては、一七九〇年代以降の没年である墓石のほとんどが連名であり、一八世紀末には連名墓石が中心となっている。

しかし、一八世紀後半からは、ウチラントウの方が多く、まとめて祀る意識が強いとみえる。それは、ウチラ

ントウがもともとメモリアルであるから、そのような傾向を取りやすいと捉えることはできるかもしれない。しかし、それぞれの合刻者の没年をみてみると、そのように単純に捉えることができないことがわかる。なお、ウチラントウの連名墓石において、一八三〇年代の人の没年がないのは、墓石建立が一八三三年の没年を最後に終わってしまっているためと考えられる。すると一八世紀後半には、連名墓石の建立が強く念頭におかれるようになったといえ、それは「先祖」意識を背景とするものとみることができ、連名墓石建立の動機は果して、「先祖」観念によるものと言い切れるであろうか。

七、ウチラントウの連名墓石

表4からわかるように、ウチラントウの連名墓石に合刻された先に亡くなった人の没年の度数は、一七五〇年代が突出しているが、全体的には時代が新しくなるに従い連名墓石が増える傾向にある。先に紹

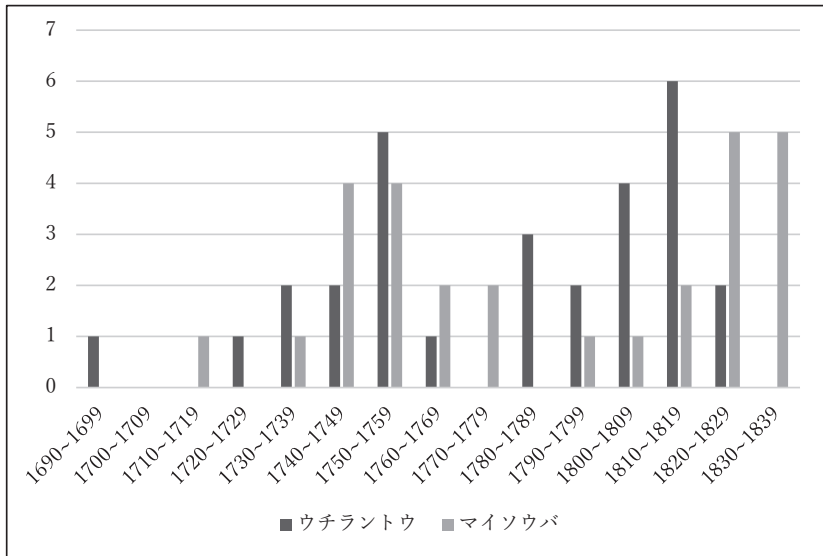


表4 ウチラントウ、マイソウバ：連名墓石合刻者没比較年度数分布表

介したように、河野は連名墓石について、「一人の死者に対する供養ではなく、供養する側の都合によって、何人かをまとめて祀るようになった」と指摘するが、この「供養する側の都合」がどのようなものであったのかについては論じていない。合刻者の単名墓石がないことは、死者祭祀が「個」から「集団」を対象とするようになったことを示している。問題はその「集団」が何を指すかである。市川の論に従うならば、「家」「先祖」觀念へ収斂するものとして捉えられよう。しかし、ウチラントウの墓石では「先祖」という銘はみられない。それでも、連名墓石の増加が「先祖代々之墓」への収斂過程にあるとするならば、「家」をめぐっての何等かのまとまりが意識されるようになったことは推察できるだろう。ただし、同時期に単名墓石がなくなったわけではないので、そのような意識が相対的に増加していったということである。しかし、これだけが理由としては捉えられないのではないか。

先に紹介したように竹田は檉田村田能では、「何回忌までに石碑を建てるなどは決まっていない」と報告し、大間知は檜原村や兵庫福崎町では一周忌、長野県永明村塚原では三年忌や七年忌に墓石を建てること報告している。ある人物が亡くなり、墓石を建てるまでに、その人と「近い関係」がある人が亡くなったので合刻した可能性は考えられないだろうか。「近い関係」がどのようなものであるかを提示することはできないが、先祖に収斂することを前提とするならば、まず「夫婦」「親子」であることが考えられる。このような理由で連名墓石が建てられたと考えるならば、連名墓石と単名墓石が混在する理由の説明がつく。合刻された人で先に亡くなった人に対し、墓石がないのは、その時にすでに「夫婦」として、あるいは「親子」として祀ろうと意識されていたわけではないということである。

具体的に合刻された人の没年と性別をみてみよう。没年が最も古いものは、「(女)宝永五年二月七日、(男)元禄十一年八月十一日」である(以下、連名墓石a)。元禄十一(一六九八)年に亡くなった男性の十年後(宝

永五（一七〇八）年に亡くなった女性が合刻されている。この十年の差は竹田や大間知の報告を踏まえるならば気になる所ではある。先に亡くなった男性の墓石を建てる前に女性が亡くなったとするならば、男性の単名墓石建立までに十年以上のスパンがあったことになる。男性が亡くなった後に単体の墓石を作らずに、わざわざ待ったとすれば、「家」観念を背景にしたメモリアル的墓石の登場として捉えることができるが、すると十年の間、男性はどのように祀られていたのであろうか。この時代に単名墓石も多くみられることから、何もしなかったことは考え難い。すると結果として連名墓石になったと考えるのが自然であろう。男性が亡くなった時に、すでに女性は重篤な病気であったために、連名墓石とすることを考えた。没年の差が十年と比較的近いこと、男女であることから、この墓石は夫婦のものと考えられることはできる。「十年」はあくまでも結果であったということである。このように考えると、元禄十一年の段階でまとめて祀るといふ観念はあったことになる。ただし、すぐに墓石が必要になるといふ事由を背景としている。

しかし、次の連名墓石の先の没年が早いものが「(女) 享保十二丁未年十二月廿六日、(女) 宝曆二壬申天正月朔日」である(以下、連名墓石b)。享保十二(一七二七)年は連名墓石aの元禄十一年よりも約三十年後である。この間には二十六基の単名墓石が建てられている。このことから連名墓石の初出時において、「家」観念が意図されていたと捉えることは難しいのではないか。

連名墓石bは、宝曆二(一七五二)年に夭逝した女性の墓石にそれよりも二十五年前に亡くなった女性を合刻している。これは、墓石を建てる前に次の人が亡くなったと捉えるのには無理がある。連名が意識されたものといえるだろう。それでも、享保十二年から宝曆二年の間においては単名墓石は九基、連名墓石が四基確認されており、それだけを見れば「家」的意識における祭祀を意図したものといえなくもないが、四基のうち三基は合刻者は没年が近いものとなっており、やはり先に亡くなった人の墓石を建てる前に、近い人が亡くなったために合

刻するのがこの頃の連名墓石といえるのではないか。なお、一基は「(男) 享保十六亥天十二月廿六日、(男) 延享四丁卯十月廿九日」(享保十六年＝一七三二年、延享四年＝一七四七年)であり(以下、連名墓石c)、没年の差が十六年となっている。享保十六年に亡くなった男性は「天」とあるので、若くして亡くなったことがわかる。天逝した人の墓石は作らずに、もう一人の「(男)」が亡くなってから連名墓石を建立したということになる。天逝した場合には単体で墓石が作られなかった訳ではない。例えば「(男) 寛政十二申天十二月十七日」「(女) 正徳三癸巳天閏五月廿八日」のように「天」と刻まれた単体の墓石が三十一基確認できる。小児・天逝したから墓石を建てないというわけではない。

ここで合刻者の関係性と建立者が誰なのかという疑問が生じる。連名墓石aの合刻者は夫婦の可能性はあることは先に指摘した。では連名墓石bはどうであろうか。二人とも女性であり、没年の差が二十五年ということは、母娘といえるのだろうか。宝暦二(一七五二)年に亡くなった「(女)」は「天」とあるので、若くして亡くなったことがわかる。一方の「(女)」の没年は享保十二(一七二七)年であり、二十五年前である。両者が近親者であるとすれば、まずは宝暦二年没の女性は、享保十二年没の女性の娘であると考えられる。没年の差が二十五年あることは、出産時に母親が亡くなったとしても娘は二十五歳で亡くなったことになる。最も若くても二十五歳で「天」であろうか。何歳までが「天」と刻まれているのか不明であるが、この時代に二十五歳以上で「天」とされることに違和感を覚える。つまり、二十五歳以上であることは考え難いということである。二十五歳以下であったとすると、近親者であることを前提とするならば、享保十二年に亡くなった「(女)」は、宝暦二年に亡くなった「(女)」の祖母の可能性が出て来る。祖母と孫が合刻されたということである。すると、この墓石の建立者は天逝した娘の親ということであろうか。「家」が意識されて連名墓石を建てたとするには、合刻者の関係性が不完全(中途半端)ではないか。また連名墓石cは父子であろうか。そうだとすれば、天逝したのは息子であ

り、父の没後に合刻されたことになる。

〔(男) 宝暦八戊寅天六月下、(女小児) 宝暦六丙子天十二月五日〕(宝暦八年Ⅱ一七五八年、宝暦六年Ⅱ一七五六年)とする連名墓石もある(以下、連名墓石d)。これは父娘だろうか。「天」とあり、父親とは考えにくいのではないか。すると兄妹か。連名墓石dは、没年の差が比較的に小さいので、小児が亡くなって、墓石を建てる前に夭逝した「(男)」が亡くなったために合刻されたと解釈することができる。

しかし、連名墓石c・dのいずれも、やはり中途半端である。連名墓石cにおいては、父子とするならば、「(男)」の妻が墓石を建立する際に、夭逝した息子を合刻したと考えられ、連名墓石dは、「(女小児)」の死後、間もなく、兄と考えられる「(男)」が亡くなったために合刻したと考えられるが、親が建立者であるとするならば、過去に向かうベクトルである「先祖」意識をもとにした墓石建立ではないことになる。

河野は連名墓石について、「農村の貧困によって石塔建立費が乏しかったとするような経済面は強調できな
と思われる。むしろ供養する側の精神構造の変化にとらえたい。」と述べる。⁵¹「精神構造の変化」が何を意味する
のか具体的には不明であるが、竹田や市川の論を重ね合わせるならば、「家」意識、あるいは「先祖」意識の強
まることで、祀る対象が収斂していく過程を示すものと考えられることはできる。しかし、単名墓石と連名墓石の混
在や、合刻者の「家」としての中途半端性は、「精神構造の変化」を理由とだけ捉えるには無理があるのではな
いか。中野木においても、確かに時代が下るにつれて連名墓石は増える。確かに、合刻者が夫婦と思われるもの
は、「家」觀念を背景とすると考えられるが、すでに述べているように、合刻者の没年が近い場合は、先に亡く
なった人の墓石を建立する前に近親者が亡くなったために合刻されたと考えるのが自然であり、合刻者の没年の
間隔が広い墓石は、河野は否定的であるが経済的事由が絡んでいるとみるのが妥当ではないだろうか。

竹田は両墓制が確認できる丹波の比賀江村(現、京都市)の「詣墓」において、「宝永・正徳中に死んだ両親

らしきものが明和に死んだ子孫らしいものと合刻され」た墓石を紹介し、「没年から建碑合刻まで実に六〇年を経過しているが、石碑は死後まもなく建立（又は合刻）されるとは限らず、その間数十年もへだてることは独りと併刻しその間八〇年をへだてている位牌型の例もある。」と紹介し、⁵²墓石建立について、「法名の永久記憶に対する期待範囲が拡大されてきたことを物語るとしなければならぬであろう」とする。⁵³「詣墓」であるからといって、必ずしもすぐには建てられない事例である。竹田は、このような墓石への合刻の動機として、「法名の永久記憶に対する期待」であり、それが拡大してきたことで数十年前の人物まで合刻されたと解釈している。しかし、「永久記憶に対する期待」とするならば、単名墓石もそれにあたるのではないか。しかし、この期待は墓石建立時のものである。数十年前に亡くなった人の法名（戒名）に関しては、死亡時には永久記憶する必要がないと考えられていたために、墓石が作られなかったということになってしまふ。このように考えると、「詣墓」という「場」の存在そのものを否定することになる。

また竹田は「家」「先祖」と結び付く背景として、「石碑を造立・所持する主体が究極的には家であって個人ではないという点」から、「石碑墓に象徴される先祖、更にその先祖に象徴される「家」の觀念の確立が一般庶民の間に顕在化したという広汎な事実」があるとする。⁵⁴そもそも単名墓石を建立し、管理（祭祀）する主体が「家」であることから、墓石そのものも「家」に吸収されるということである。単名墓石から連名墓石への移行の要因の一つとして、十分に考えられることではある。さらに竹田は「中世には武士の「家」觀念の文証は枚挙にいとまがないが、こと凡下の庶民のそれについては、一般的な存在にも不存在にも明証は乏しい。しかし彼らの間にも「家」觀念ないしそれへの傾向性が全く存在しなかったならば、近世以後の石碑の簇出が何に由来するかは理解しえない。」と指摘する。⁵⁵そもそも墓石を建てること自体が「家」への志向を示すということである。

すると、「家」觀念が醸成される中で、単名墓石が作られるようになり、さらに近親者の没年が近いことで、連名墓石となる必然性の中で、「家」觀念はさらに強まり、「先祖」に収斂するようになるということか。時代を経るにつれて連名墓石は増加することは事実である。しかし、この論は建立された時点の意識から論じられたものであり、合刻された人が亡くなった時に、どのような觀念があつたかまでは説明できない。仮に、当初より「家」意識があつて、単名墓石を作らなかつたと仮定したとしても、先にあげた事例では、合刻された人は、夫婦あるいは兄妹、または祖母と孫であると考えられた。夫婦の場合には、一つの完結した関係性を見出すことができるだろうが、建立者が親であり、祀られたのがその子、あるいは建立者の子と自分の親と考えられる場合、そこに「家」や「先祖」という意識をみることは困難である。そのために連名墓石の誕生を、「家」意識の問題として論じることには違和感をおぼえるのである。

三名合刻の墓石もある。その中に「(男) 明和二酉三月十二日、(女) 天明六年十月十七日、(女小児) 文化九申九月廿五日」(明和二年 \equiv 一七六五年、天明六年 \equiv 一七八六年、文化九年 \equiv 一八一二年)というものがある。この「(女小児)」の「文化九年」は読み間違いであろうか。明和前後で「文」「化」がつく年号はない。また九年で「申」となる年は「文化」しかない。すると、合刻されている者を家族として捉えるのは難しいのではないか。「(男)」が父親だとすれば、一八一二年に亡くなった「(女小児)」の親が四十七年前に亡くなっていることになり、これは親子として捉えるには無理がある。没年を考えるならば、「(男)」は「(女小児)」の祖父、あるいは曾祖父、「(女)」は祖母の可能性が高いだろう。「(女小児)」の親が娘の墓石を建立するにあたり、自分の父か祖父・母を合刻したということであろうか。この場合も合刻されたのは「家」を前提とした所謂「家族」としては中途半端である。

また「(女)」が亡くなるのは「(男)」の二十一年後であり、「(女小児)」が亡くなるのは「(女)」が亡くなる

二十六年後である。それぞれの間の長さが気になる。「(男)」「(女)」は意図して単名の墓石は建立されなかった、あるいは「(女)」が亡くなったときに、「(男)」と合刻した二名連名の墓石は建立されなかったということであろうか。祀ろうとしなかったとは考えにくい。墓石を建立することができなかったと考えるのがやはり自然であろう。さらに、合刻された人を考えるならば、合刻することが「家」意識を反映したと考えることは難しいだろう。中途半端であることもあるが、最も遅い没年者が墓石建立の動機であると考えられるならば、この墓石は「(女小児)」が主体であると考えるべきである。「(女小児)」が「家」を代表するものとみることができない。「(男)」「(女)」の墓石の建立は何らかの理由でできなかったが、「(女小児)」が幼くして亡くなったことで、供養意識が強くなり、墓石を建立しようとしたときに、墓石を建てていなかった者を合刻したということではないか。

「(女) 寛政六寅十二月昨日、(男) 文政九年九月廿七日、(女) 文政四年五月十四日」(寛政六年 一七九四年、文政九年 一八二六年、文政四年 一八二一年)と合刻されたものもある。文政四・九年を没年とする「(男)(女)」が夫婦であるとするならば、寛政六年に亡くなった「(女)」はどちらかの母親と考えられるが、その間は三十二年である。さらに、父親はどうなっているのだろうか。またこの墓石を建立したのは誰であろうか。「(男)(女)」が夫婦であり、建立者がその子であるとするならば、寛政六年に亡くなった「(女)」は建立者の祖母の可能性が高い。すると、祖父は合刻されなかったことになる。墓石の建立時に祖父は健在であったということか。「先祖」を意識するならば、「祖父」も合刻されていてもよさそうではないか。

さらには「(女) 文化五辰十月六日、(男小児) 享和元酉十一月廿五日、(男小児) 寛政十一未十一月廿五日」(文化五年 一八〇八年、享和元年 一八〇一年、寛政十一年 一七九九年)と合刻されているものもある。母子であろうが父親がない。父親が建立者であろうか。この墓石は今までに示してきた墓石よりも比較的遅いものであり、一般論としては、「家」観念がそれまでよりも高くなっている時期といえる。しかし、「家」を継承する

ことを目的として合刻されたとはいえないのではないか。この墓石に関しては、二人の（男小児）が亡くなって墓石を建てる前に、母親が亡くなり、母親と合刻する形で墓石を建立したと考えるのが妥当であろう。

少なくとも中野木のウチラントウにある連名墓石からは、明確な家族意識、またその延長線上にある「家」意識は見出すことはできない。「家」「先祖」意識が完全なものとして形成されていないようにみえる。合刻された人数が多くても三人であることも、このことを示唆しているといえよう。そのような意識が墓石上に表れるのは、もう少し後のことであり、その頃にはウチラントウの使用は終わっていたということかもしれない。

八、マイソウバの連名墓石

中野木においてマイソウバの墓石は、ウチラントウを使っていない十五軒の単墓制によるものと考えられた。十五軒が使用していたにも関わらず、墓石数が少ないのは、連名墓石が多いこと、また合刻された人の人数が多いことがあげられた。ただし、合刻された人の早い人の没年をみると、ウチラントウの墓石もマイソウバの墓石もそれほど時代的な差はない。

先にも紹介したが、連名墓石に刻まれた没年で最も古いのは享保四年である。「(男) 寛政十二申八月十二日、(女) 享保四年四月廿七日、(女小児) 宝暦二年五月五日、(女小児) 寛延三年二月十八日、(男小児) 明和四年一月□、(男小児) 寛保四年十一月、(女小児) 宝暦十二年五月十三日」(寛政十二年〓一八〇〇年、享保四年〓一七一九年、宝暦二年〓一七五二年、寛延三年〓一七五〇年、明和四年〓一七六七年、寛保四年〓一七四四年、宝暦十二年〓一七六二年、以下連名墓石e)と七名が合刻されている。寛政十二年以降に建立されたことは間違いないが、この墓石に合刻された大人は二名の「(男)」と「(女)」であり、それぞれの没年が、この連名墓石の

中の没年で最古と最新となっている。そして、その没年差は八十一年である。この二人が夫婦であるとは考え難いだけでなく、「(女)」が「(男小児)」「(女小児)」の母でもあり得ない。「(男)」と「(女)」の没年差を考えれば、この二人が祖母と孫としても間が空きすぎている。もつと遠い関係だろう。五人の「(小児)」は没年が近く兄弟姉妹である可能性は高い。しかし「(男)」との没年の関係から親子というよりは祖父と孫か。するとここに記された人たちが近親者であるとするならば、中抜きの子世代が合刻されている可能性があることになる。多世帯の合刻を考えるならば、「家」観念に基づくと考えられなくもないが、この墓石においても、「家」をみるには不完全であろう。

次の古い没年をもつ連名墓石は三名が合刻されたものであり、「(女)宝曆六子天十一月十三日、(男)明和三年十一月十四日、(女)延享二丑天十二月二十六日」(宝曆六年一七五六年、明和三年一七六六年、延享二年一七四五年、以下連名墓石f)である。これは夫婦と若くして亡くなった娘と考えることができるだろう。「(男)」が亡くなり埋葬して墓石を作るにあたり、それまで墓石を作っていなかった妻や天逝した子を合刻したということか。「(男)」と若くして亡くなった娘との没年差は二十一年、「(女)妻」との差は十年、単墓制における墓石建立までの期間の事例は先に示したが、この連名墓石の没年をみると、かなりの間があるといえる。この三名を夫婦と娘として捉えるならば、娘が亡くなった一七四五年、妻の亡くなった一七五六年に対応する単名墓石は建てられなかったということになる。しかし、表2からもわかるように、この頃の没年を持つ墓石はマイソウバで確認されている。先の二人の単名墓石、または二人の連名墓石を建てなかった理由についてはわからない。また没年から考えるならば、先の七名連名墓石よりも半世紀程早く建てられている。この墓石がマイソウバにおける連名墓石の実質的な初出とみることができる。

一つの墓石における合刻者数がウチラントウの墓石よりも多い理由はなんであろうか。そもそも埋葬地とその

上に置かれる墓上装置（墓石を含む）は一对一对以外に考えられない。原則として、一つの穴に一人しか埋葬できないので当然である。にも関わらず七名など多くの人が合刻されている。一つの穴に七人を埋葬したとは考えられない。同じ場所に人が亡くなるたびに穴を掘り埋葬したらあり得るが、時代が近い人がいることを考えるならば、まず考えられないだろう。単墓制の場合、時代を経るにつれて埋葬場所がなくなるため、新しい遺体は、古そうな埋め地を選び掘り埋める。土葬時代では、掘ると古い骨が出てくるので、穴掘り役はシラフではやってられないという話は各地で聞く。このことは同じ場所が時代がたつと更新されることを意味する。古い埋め地を更新するということは、そこにはすでに墓石が建てられている可能性がある。新しい埋葬者によってその場が更新された場合、墓石は移動される。この段階で墓石は埋葬地との関係性は断たれ、「埋墓」の墓石と同じような意味を強めることになる。同じ集落にウチラントウを使っている家があり、ウチラントウの墓石はメモリアルであることを考えれば、マイソウバを使う家においても、移動される可能性の高い墓石がメモリアルとして強く意識されるようになってもお不思議ではない。

ウチラントウでは二十九名、マイソウバでは二十八名が後に合刻されている。表4をみると、時代的にはウチラントウが使われている時期の後期において、どちらも単名墓石が作られずに、後に合刻された人の数が多くなっていることがわかる。具体的には、マイソウバの方がウチラントウより遅れて同じような傾向をとっていることがわかる。これは、ウチラントウが一八三三年を没年とするものを最後に使われなくなってしまったためである。後半でマイソウバの度数が増えているのは、もつと後に亡くなった人と合刻されている人の没年を表しているためである。そのため、埋葬者と墓石の関係性はどちらもほぼ同じということになる。つまり、埋葬時に墓石は建てられなかったが、後に合刻するという行為はどちらもほぼ同じであったといえる。しかし、完全にメモリアルであるウチラントウの墓石では最大でも三名が連名で、割合も小さいのに対し、マイソウバの墓石は割合が

高く、合刻された人数も多いことは、ウチラントウとマイソウバの違いがあるはずである。マイソウバの墓石をみると初出没年の貞享元（一六八四）年から宝暦七（一七五七）年までの十基は単名墓石となっている。三豊市豊中町比地大駅近くの墓地のように、そもそも墓石を建てない単墓制というわけではなかった。連名墓石^eにおいても、享保四（一七一九）年、宝暦二（一七五二）年、寛延三（一七五〇）年、寛保四（一七四四）年であり、単名墓石だけの時期の没年となっている。「小児」^fが中心であるが、享保四年の没年をもつ者は「女」^gであり大人である。さらに連名墓石の初出と考えられる。また連名墓石^fにおいては、宝暦六（一七五六）年、延享二（一七四五）年がこの期間の没年と重なる。可能性としては、マイソウバで単墓制を行った家においては、単名墓石を建てる家が少なく、後に合刻する形で祀るようになったことだろうか。そのために結果として、祀られる人の数が、ウチラントウと同程度になったといえるかもしれない。マイソウバでは、この後も単名墓石が見られるが、連名墓石も多く、墓石を作るための経済的背景があったということではないか。合刻された人の没年から、またウチラントウと比較したとしても、そこに「家」「先祖」観念が強まったためとみることは難しいだろう。

ウチラントウが使われなくなってからは、ウチラントウに墓石を建てていた家もマイソウバに墓石を建てていただろうことは指摘した。この時代になると、墓石が「家」「先祖」観念を背景にして建立されるようになったとみることができると。マイソウバに家紋が刻まれた墓石が確認されている。その中で最も古い没年があるものは「男」安政四丁巳天正月廿八日、（女）不明（安政四年＝一八五七年）とあるものである。家紋が刻まれ、また没年が近いことから、合刻された人は夫婦であることが推定される。市川が指摘するように、「個人を悼み供養する墓標から、先祖を総体として祭祀し記念する墓標へ」という歴史的展開が想定できる。」と考えるならば、幕末には「家」観念のもとで墓石が建立されたとみることができると。しかし、合刻された人が「夫婦」と推定する

ならば、そこには、まだ永続性を持つ「家」観念および墓石から「先祖」を祀るといふ観念はそれほど強くはないだろう。

ウチラントウにおいて、「(女)寛政十二申七月朔日、(男)寛政十一年正月十八日」と合刻されている墓石の台座には「沖松氏」、「(女)文政四巳年十一月十七日」とある墓石には台座に「小石」とある。「沖松」「小石」は名字であり、これらが台座に記されていることは、「家」が意識されているといえる。寛政十二年はウチラントウにある墓石の中でも後期に入るものである。ただし、多くの墓石の台座が埋もれていたり欠失したりしているので、時代を正確に捉えることはできない。しかし、少なくとも一九世紀頃には、「家」観念及び「先祖」観念を示すような墓石が登場しているということはできよう。ただし、墓石を通して「先祖」を祀る、「家」を継承するというよりも、故人の出自として「家」が意識されているにすぎないのではないか。何度も述べるように、合刻された人の関係性をみるかぎり、永続性を意識した「家」観念や「先祖」を意識して墓石を建立したとは思えないのである。

そもそも江戸時代の識字率は低いだろう。戒名を刻んだ墓石を建立しても、戒名が読めたのであろうか。文字による判別ができないとすれば、それが建てられた「場」が記憶され、継承される必要がある。マイソウバのよりに、移動する可能性があるのであればなおさらであろう。数が多くなることは煩雑になることを意味する。埋葬と墓石建立までの時間にタイムラグがあり、その間に近親者があつて合刻した連名墓石を建てる慣習があるとするならば、当初よりまとめた方が祀る側にとつても都合がよかったという理由は考えられないだろうか。ウチラントウにおける連名墓石では割合が小さく、また合刻された人数が比較的少ないのは、ウチラントウでは墓石が移動する可能性が低かったことが一因として考えられるのではないか。

九、おわりに

中野木には江戸時代に使われていた「埋墓」とは異なる、墓石だけを建てるウチラントウ（詣墓）があり、両墓制であったことがわかる。一般に両墓制においては、「埋墓」には墓石を建てないが、中野木ではウチラントウと同時代的に墓石が建てられていた。ウチラントウには遺体を埋葬しないとの伝承があり、マイソウバと呼ばれる「埋墓」に墓石を建てている家は、ウチラントウに墓石を建てなかつた家であると考えられた。つまり、両墓制と単墓制が混在している集落ということである。

本論では墓石に刻まれた没年を頼りに、それぞれの墓地の形成について、また連名墓石においては、なぜ連名墓石となったのかを検討した。連名墓石においては、「家」や「先祖」観に基づいて建立されたと考えられているが、合刻者の性別や没年を見る限り、必ずしも「家」「先祖」観念によるものとはいえないのではないかと考えられた。ウチラントウの連名墓石における一つの墓石への合刻者数は二人か三人であるが、マイソウバの墓石では七名が合刻されているものもあつた。少なくとも、両墓制の「詣墓」への墓石建立において、江戸時代後期に連名墓石が増加するとはいえず、個別祭祀的な意識が強く、それほど「家」や「先祖」を祀るという意識は高くなかつたのではないかと考える。それでも、墓石を建立するという行為とそれを祀る家が決まっているということは、「家」的ままとまりの中で故人を祀るという意識があつたことは間違いない。それが、後には「先祖」に昇華することになるのであろうが（先にも述べたように、実際に、ウチラントウでは盆の供え物をしている）、墓石建立に際しては、「先祖」あるいは「家」意識を背景にするものではなく、あくまでも故人を祀るためのメロリアル的な形で建てられ、その延長線上に連名墓石がみられるということができらるだろう。

現在では両墓制を実際に行っている地域は見られず、二つある墓地のうち片方はすでに消失してしまい、また

火葬の普及により「先祖代々之墓」に墓石が一本化されることにより、かつての様子がわからなくなっている。中野木のように墓石が残されている地域においても、風化が激しく、すでに刻まれている文字の判別が難しくなっているのが現状である。今後は、すでに資料化されている銘に基づく、地域ごとの研究を行う必要がある。それにより、両墓制の成り立ちや墓石建立のあり方の変遷がより明らかになっていくと思う。今後の課題である。

注

- 1 最上孝敬『詣り墓』古今書院。一九五六年、八四頁。
- 2 三豊市志々島の埋墓の霊屋はカラフルで御簾がかけられたものであり有名になっているが、詣墓は島の山上にある利益院に設けられているが、参る人もなく、荒れ放題となっている。四国側の両墓制については、稲田道彦が「香川県詫間町の両墓制墓地の変貌過程」(空間の理論研究会『理論地理学ノート』第六号、一九八六年)、大平晃久が「香川県三野町における墓制―近世における村落の変容とのかかわりから―」(人文地理学会『人文地理』第四十八巻第六号、一九九六年)で報告している。詫間町・三野町は現在の三豊市である。
- 3 大地真帆「墓の metabolism―両墓制埋葬地サンマイにおける「美德」の発生と墓地管理システム―」日本民俗学会『日本民俗学』第三〇七号、二〇二一年。
- 4 大間知篤三によれば、小豆島、豊島でも両墓制があったといひ(大間知「増補 両墓制の資料」(最上孝敬編『葬制墓制研究集成』第四巻 墓の習俗)名著出版、一九七九年、一八一頁)、稲田道彦も一九八〇年代まで小豆島や豊島に両墓制があったことを報告している(稲田「瀬戸内海の両墓制を訪ねる旅―二〇年前の島の墓地を写真をてがかりにして―」香川大学瀬戸内圏研究センター、二〇一〇年、h2021houkoku1hinda.pdf (kagawa-u.ac.jp)。二〇二四年二月二十七日閲覧)。このことから、現在忘れられてしまったが両墓制があった地域はもっと広くあった可能性がある。現在、なぜ西讃地方だけに残っているかについてはわからない。
- 5 船橋民俗調査団『中野木 民俗調査報告書』船橋市教育委員会社会教育課、一九七八年。墓石には戒名も刻まれているが、「一覧」には没年月日と性別だけが記されている。
- 6 河野真知郎「中野木の墓石調査から」船橋民俗調査団、前掲書(5)。

- 7 最上、前掲書(1)、五八頁。
- 8 福田アジオ 「両墓制の空間論」『国立歴史民俗博物館研究報告』第四十九集、一九九三年、二六七頁。
- 9 筆者は「両墓制の成立とその背景」と題し、二〇二二年五月四日に、香川県多度津町において講演を行った。『多度津文化財保存会報』第二十五号(二〇二三年)に、講演内容をまとめ、補筆・加筆したものが掲載されている。
- 10 大地、前掲論文(3)、六頁。
- 11 福田、前掲論文(8)、二四〇頁。
- 12 中野木では、集落を「部落」と称している。このような地域は多くみられる。
- 13 「中野木 民俗調査報告書」三四～三六頁。
- 14 市川秀之 「先祖代々之墓の成立」『日本民俗学』第二三〇号、二〇〇二年、五頁。
- 15 市川、前掲論文(14)、九頁。市川は一九四〇年代以降についても触れているが、本論から外れるのでここではその時代については割愛する。
- 16 市川、前掲論文(14)、八頁。
- 17 市川、前掲論文(14)、九頁。
- 18 竹田聰洲 「口丹波の両墓制」『竹田聰洲著作集 第八卷 村・同族・先祖』国書刊行会、一九九三年、三五七～三六一頁。
- 19 竹田聰洲 「口丹波の両墓制—京都府南桑田郡田村田能—」『竹田聰洲著作集 第八卷 村・同族・先祖』国書刊行会、一九九三年、三六三～三六六頁。
- 20 大間知篤三、「増補 両墓制の資料」最上孝敬編『葬制墓制研究集成 第四卷 墓の習俗』名著出版、一九七九年、一八四頁。
- 21 竹田、前掲論文(19)、三六四頁。
- 22 大間知、前掲論文(20)、一八三頁。
- 23 千葉縣千葉郡教育會 編纂兼発行者『千葉縣千葉郡誌』一九二六年、七六四頁(国立国会図書館デジタルコレクション <https://dlndi.go.jp/ja/pid/1020164/1/1> 二〇二四年二月十六日閲覧)。
- 24 千葉縣千葉郡教育會、前掲書(23)、一〇五九～一〇六一頁、二〇二四年二月十六日閲覧。
- 25 『法令全書』内閣官報局、一九〇九年、二五七～二五八頁(国立国会図書館デジタルコレクション <https://dlndi.go.jp/ja/pid/788006> 二〇二四年二月十八日閲覧)。
- 26 千葉縣千葉郡教育會、前掲書(23)、六九五頁、二〇二四年二月十六日閲覧。

- 27 原田敏明 「両墓制の問題 再論」 最上孝敬編 『葬制墓制研究集成 第四卷 墓の習俗』 名著出版、一九七九年、一三五頁（初出『社会と伝承』第十卷第二号、一九六七年）。
- 28 最上孝敬 「両墓制の諸問題 最上孝敬編 『葬制墓制研究集成 第四卷 墓の習俗』 名著出版、一九七九年、一五二頁（初出『月刊文化財』第七十一号、一九六九年）。
- 29 船橋市HP 「飯山満ってどんなところ？」。
<https://www.city.funabashi.jp/shisetsu/shisetsu/toshokankonnikan/0002/0007/0002/p011351.html> 二〇二四年二月十八日閲覧。
- 30 千葉縣千葉郡教育會、前掲書（23）、七六四頁、二〇二四年二月十六日閲覧。
- 31 福田、前掲論文（8）、二六九頁。
- 32 大間知、前掲論文（20）、一八四～一八五頁。
- 33 日野西真定 「兵庫県城崎郡竹野町付近の両墓制及び葬制の研究」 最上孝敬編 『葬制墓制研究集成 第四卷 墓の習俗』 名著出版、一九七九年、二二二頁。
- 34 稲田道彦、注（4）内サイト。
- 35 船橋民俗調査団、前掲報告書（5）、五〇頁。
- 36 大地、前掲論文（3）、六頁。
- 37 柳田國男 「葬制の沿革について」 『定本柳田國男集 第十五卷』 筑摩書房、一九六二年、五〇二頁。
- 38 稲田道彦が「香川県詫間町の両墓制墓地の変貌過程」〔空間の理論研究会『理論地理学ノート』第六卷、一九八九年〕の中で図を示している。六二頁。
- 39 福田、前掲論文（38）、六一頁。
- 40 近畿民俗学会 「熊野の民俗 和歌山県本宮町」 近畿民俗叢書刊行会、一九八六年、一九〇頁。
- 41 大磯町 「大磯町史 八 別編民俗」 二〇〇三年、五〇五頁。
- 42 長岡京市史編さん委員会 『長岡京市 民俗編』 長岡京市役所、一九九二年、一六五頁。
- 43 福田、前掲論文（8）、二五二～二五三頁。
- 44 河野、前掲報告書（5）、三九頁。
- 45 河野、前掲報告書（5）、三九～四一頁。
- 46 河野、前掲報告書（5）、四一頁。先にも述べたように、中野木の家々は東福寺か光明寺の檀家であり、どちらも真言宗である。

そのため、多くの墓石には梵字が刻まれている。

- 47 市川、前掲論文(14)、一〇頁。
48 市川、前掲論文(14)、一九頁。
49 市川、前掲論文(14)、二二頁。
50 『中野木 民俗調査報告書』には戒名は記されていないが、没年月日を調べても、同じものは見当たらない。このことから、合刻された人物が、没後に単独で詣墓に墓石が建てられなかったと考える。
51 河野、前掲報告書(5)、四一頁。
52 竹田聰洲 「両墓制村落における詣墓の年輪」『竹田聰洲著作集 第三卷 民俗仏教と祖先信仰(補遺)』国書刊行会、一九九五
年、二七七頁。
53 竹田、前掲論文(52)、二六八頁。
54 竹田聰洲 「石墓碑の源流」『竹田聰洲著作集 第八卷 村・同族・先祖』国書刊行会、一九九三年、三四九頁。
55 竹田、前掲論文(54)、三五〇頁。

“Ryoubosei” in Nakanogi, Funabashi City, Chiba Prefecture

— Considering the Establishment of Ryoubosei in Nakanogi from Tombstones —

HAYASHI Eiichi

In the Edo period, Nakanogi featured a burial system known as “Ryoubosei”, which included separate locations for the actual burial of the body (Umebaka called Maisouba) and for worship only (Mairibaka called Uchirantou). Even today, “Mairibaka” graves remain, and people still visit them to pay their respects. This thesis considers the establishment of Ryoubosei in Nakanogi through the epitaphs inscribed on tombstones. “Uchirantou” was used from the mid-17th century to the first half of the 19th century, but it was only used by about half of the households in the village, while the remaining houses have erected tombstones at “Maisouba”. Generally, in the Ryoubosei, gravestones are not erected at the “Mairibaka”. In Nakanogi as well, families that have gravestones in the “Uchirantou” do not have gravestones in the “Maisouba”. From this, it can be understood that the use of the “Uchirantou” was limited to certain households. Tombstones began to be erected in the “Maisouba” later than in the “Uchirantou”. It is thought that tombstones came to be erected in the “Maisouba” because it was not possible to erect them in the “Uchirantou”.

The reason for this is presumed to be that families who migrated to the Nakanogi settlement later were unable to erect tombstones in the “Uchirantou”. However, after a tombstone with the inscription of the fourth year of Tenpou, no more tombstones were erected in the “Uchirantou”, and the number of tombstones in the “Maisouba” surged. The system of dual graveyards collapsed and transitioned to a single graveyard system, leading families who had previously erected tombstones in “Uchirantou” to start building tombstones in their own graveyards.

There are also tombstones engraved with the death years and posthumous Buddhist names which is called “Kaimyou” of multiple individuals. Was this tombstone erected based on the concepts of “Home” and “Ancestors”? Judging by the year of death carved on the gravestone, it is unlikely to have been erected based on the concepts of “Home” and “Ancestors”.

In this study, the author considered the establishment of the cemetery and the significance of tombstones with multiple a gravestone inscribed with the posthumous Buddhist names and years of death of multiple individuals based on the year of death carved on the grabstones.